

第5回軽米町議会定例会

平成27年12月 8日（火）

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第 1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 7 議案第 3号 軽米町暴力団排除条例
- 日程第 8 議案第 4号 軽米町農業委員会の委員等の定数に関する条例
- 日程第 9 議案第 5号 平成27年度軽米町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第 6号 平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 7号 平成27年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 8号 平成27年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 9号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
教育	長	菅波俊美君
総務課	長	日山充君
税務会計課	長	山田元君
町民生活課	長	中野武美君
健康福祉課	長	川原木純二君
産業振興課	長	高田和己君
地域整備課	長	新井田一徳君
教育次	長	佐々木久君
農業委員会	会長	日山一夫君
監査委員	員	瀧澤英敬君
教育委員	長	戸草内勝夫君
農業委員会事務局	長	高田和己君
選挙管理委員会事務局	長	日山充君
健康ふれあいセンター	所長	川原木純二君
水道事業	所長	新井田一徳君
再生可能エネルギー推進室	長	平俊彦君
税務会計課担当主幹		於本一則君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	佐藤暢芳君
議会事務局	主任主査	橋本邦子君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまから第5回軽米町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に、町長から12月8日付で諮問2件、議案9件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、中村正志君、田村せつ君、茶屋隆君、松浦満雄君、古舘機智男君の5名であります。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、平成27年8月分から10月分までに關する現金出納検査結果及び地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体の監査結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございます。

次に、教育委員長から平成26年度軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出があり、その写しをお手元に配付してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、12月1日午前9時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より12月16日までの9日間とし、諮問2件については本日本会議場において審議、採決とすることとし、議案第1号から第9号までの議案9件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

次に、本日までに受理した請願陳情書3件については、お手元に配付した請願陳情のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

また、管外から郵送により陳情2件の提出がありましたので、資料としてお手元に配付してございます。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎政務報告

○議長（松浦 求君） 町長から政務報告の申し出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日、ここに平成27年12月定例町議会が開催されるに当たり、9月以降の主な政務についてご報告を申し上げます。

国の月例経済報告によりますと、国内の景気は、このところ一部に弱さも見られるが、アメリカの金融政策が正常化に向かう中、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下ぶれし、我が国の景気が下押しされるリスクがあるものの、雇用、所得環境も改善傾向が続く中で穏やかな回復に向かうことが期待されるとしており、経済財政運営と改革の基本方針2015及びまち・ひと・しごと創生基本方針2015などを着実に実行するとしております。

また、少子高齢化といった構造的課題に取り組み、誰もがより活躍できる1億総活躍社会を実現するため、緊急に実施すべき対策を策定するとしております。こうした中で全国町村会は、去る11月18日に全国町村長大会を開催し、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など、極めて厳しく、総じて財源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされているとして地方創生の推進や地方交付税等の一般財源総額の確保などを決議するとともに、国内農林水産業の振興と農山漁村の活力の維持などを内容とするTPP協定に関する特別決議と33項目の国に対する要望を決定したところであります。

また、岩手県町村会においては、11月30日に県に対して地方創生の推進や少子化社会対策の推進など24項目について平成28年度県予算編成並びに施策に関する要望書を提出したところであります。当町といたしましても、今後とも国や県、関係機関等との連携を図りながら豊かな自然の恵みと彩り、歴史と食文化の薫るにぎわいの町の創造に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

初めに、環太平洋パートナーシップ連携協定、TPPについて申し上げます。多くの自治体がTPP交渉からの撤退を求めてきた中、10月5日、参加12カ国は、TPP交渉閣僚会合において、協定の大筋合意に至り、11月25日、政府は、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、大きな影響を受ける恐れがある農林水産品の保護策をとるなどの内容となっております。しかしながら、TPPの影響がどのようになるのか、現段階において確実な予想が難しい状況にありますことから、今後の国の動向や対策などについて情報収集に努め、町の基幹産業である農林水産業を維持、発展するために必要な施策について長期的な視点に立ち、財政状況等も鑑

みながら検討してまいります。

次に、町村合併60周年記念式典について申し上げます。去る11月20日、合併以来60年の歩みを振り返り、町政のさらなる発展を図るため、町村合併60周年記念式典を開催いたしました。当日は、近隣市町村長や姉妹町である音更町高木副町長、小野議長などのご臨席をいただき、町政発展にご尽力をいただいた皆様に感謝の意を表するなど、滞りなく開催することができました。議員各位にもいろいろとご協力を賜り、この場をお借りし、感謝申し上げます。

地方版総合戦略の策定について申し上げます。「軽米町人口ビジョン及び総合戦略」につきましては、議員各位からの意見を初め9月29日から5部会が開催された百人委員会、10月21日に開催した第4回軽米町総合戦略策定委員会でご審議をいただき、10月27日付で策定公表いたしました。今後は、この総合戦略に基づき、人口減少対策に結びつく施策を実施してまいりますとともに、定期的な検証作業を実施し、より効果的な計画としてまいります。

百人委員会について申し上げます。百人委員会につきましては、9月29日のしごと部会を皮切りに順次部会を開催し、総合戦略についてご意見を伺ったところがあります。また、年明けにも各部会を開催し、各分野の課題などに対するご意見をいただいております。

役場庁舎改修工事について申し上げます。「軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事」などの役場庁舎改修工事につきましては、これまでに農村環境改善センター及び役場庁舎2階、3階の天井内配管工事等を実施したほか、さく井工事を実施しており、本年度中の完成に向けておおむね順調な進捗状況となっております。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。10月5日に施行されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、関連業務につきましては、軽米町内では10月26日より、住民の方々に個人番号をお知らせし、また個人番号カードの申し込みを兼ねました「個人番号通知カード」の簡易書留による配達が始まっております。11月30日現在、約95%の配達が完了したとの連絡をいただいております。町では、現在不在等の理由により返納された通知カードの配付に重点を置き事務を進めておりますが、今後におきましては、来年1月から予定されています個人番号カードの配付に向けての準備も進めてまいります。また、本定例会に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定める条例案を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、再生可能エネルギー発電事業の取り組みについて申し上げます。晴山地区には、設置計画が進められております鶏ふんバイオマス発電施設につきましては、現在発電設備を覆う建屋建設工事とボイラー・タービン等設置のプラント工事が行

われており、順調な進捗状況と伺っております。

また、メガソーラー施設につきましては、「軽米・西山発電所」において10月末に県から農地転用の許可を受け、現在施設整備工事に向けての準備が進められております。山内地区の仮称「軽米ソーラー西発電所」では、設備整備計画の認定に向けて県への林地開発協議を進めており、その他の地区につきましても林地開発等の許認可に関する申請書等の作成が行われております。

次に、民間事業者による最終処分施設建設計画について申し上げます。事業者は、山内早渡地区の管理型最終処分場建設計画にかかわる事前協議書を昨年12月22日に再提出しており、町といたしましては、引き続き事業者の動向を注視しながら建設の阻止、反対の立場を訴え、行政文書開示請求により、事前協議書の審査状況の把握に努めてまいりましたが、9月7日に岩手県から軽米町に「廃棄物処理施設等設置等協議事前協議」についての照会があり、同月25日付で町から県に対し、「当該施設の設置等にかかわる生活環境保全上の支障がある」と回答しております。この最終処分施設建設計画について10月19日には、第7回軽米町住民勉強会を開催したところ、58名の参加があり、現在までの動きと今後の稼働について共通認識を深めたところであります。さらに、10月26日には、産業廃棄物、一般廃棄物、最終処分場建設計画にかかわる反対要望のため、軽米町、洋野町及び八戸圏域水道企業団が合同により、岩手県知事、岩手県議会議長並びに岩手県議会各会派に要望書を提出しております。この要望書提出の際には、町民26名も同行しております。

また、11月29日には、旧晴山中学校体育館において晴高地区生活環境を守る会の主催による建設阻止に向けた住民総決起集会も開催されたところであります。町といたしましては、洋野町及び八戸圏域水道企業団と連携しながら安全性が保証されない限り、建設を容認することはできないという立場を引き続き訴えてまいりますとともに、今後も事前協議書の審査内容や進捗状況等につきまして情報収集に努めてまいります。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世代臨時特例給付金について申し上げます。これら給付金の支給申請につきましては、9月1日より申請を受け付けており、10月末現在、両給付金とも約7割の方の申請を受け付け、支払いを行いました。申請に至っていない方々には、再度通知を行い、申請期限の12月18日までに対象者となる町民全ての皆様の申請と年内の支払いを目指しているところでございます。今後もあるまいテレビや情報無線により申請を呼びかけてまいります。

地域包括ケアシステム推進事業について申し上げます。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、

生活支援が一体的に提供される地域での包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者の知識や経験を生かした自主的な地域づくりによる介護予防活動として高知県高知市の地域活動について講師を迎え、「かるまい元気アップセミナー」を開催し、先進的な取り組みについて学んだところであります。その内容について、町内1地区から自主的な開催希望があり、実施することで進めております。

保健事業について申し上げます。生活習慣予防事業として実施しております「がん検診」につきましては、受診率向上のため、休日、夜間の検診を取り入れた結果、受診者数は、昨年度より増加しております。また、今年度は、国立がんセンターと岩手医科大学が行う2つの健康調査（多目的コホート調査、県北コホート調査）に多くの住民から協力いただいております。今後の保健医療の発展に寄与するものと考えております。

自殺予防対策につきましては、高齢者の自殺者も多いことから65歳以上の方へのうつスクリーニングの実施と、要フォロー者への訪問事業、随時の相談を実施しているところであります。また、パンフレット、かるまいテレビを活用しながら相談機関の紹介を行っており、周囲が気づき、つなげる役割を担う「ゲートキーパー」の養成にも今後とも取り組んでまいります。

食育事業につきましては、食生活改善推進員が地域やイベント等で雑穀普及活動を行っており、11月にはバランス弁当の試食会を開催し、幅広い年代の方々に雑穀の料理方法と栄養バランスのとれた食事内容の普及に努めてまいります。

また、今年度は、脳卒中予防活動の一環として、減塩食の試食を町内の商業施設において開催するなど、食を通じた健康づくりになお一層努めてまいります。

農林関係について申し上げます。水稲につきましては、本年度の作況指数が105、1等米比率が出荷数量の約99%と収量、品質ともに平年を上回る作柄となりました。本年産主食用米概算払金は、主力品種である「いわてっこ」が60キログラム当たり8,600円、昨年と比較し60キログラム当たり1,100円の増となっておりますが、昨年の大幅な下落の回復には届かず、依然として米あまり現象は続き、稲作経営は厳しい状況にあります。

町といたしましては、水田活用について関係機関と連携し、主食用米から飼料用米への作付誘導等を図っており、飼料用米の取り組み面積は、昨年より76ヘクタールほど増の255ヘクタールとなっております。

また、経営所得安定対策の各交付金につきましては、国から農家への支払いが11月下旬から順次行われているところであります。

次に、野菜、花卉などの畑作物について申し上げます。野菜、花卉などの園芸作物につきましては、全国的に異常気象の影響を受け、生産量は平年並みとなっております。

りますが、気象災害の影響により、主要産地の生産量の減少などが要因で高値取引となり、販売額は平年よりやや高めの実績が見込まれております。

葉たばこにつきましては、夏場の干ばつが原因で生育不良が見受けられましたが、収量は平年並みの見込みとなっており、12月3日から12月15日まで販売が行われることとなっております。

次に、畜産について申し上げます。和牛子牛市場の状況につきましては、現在までの軽米町産の子牛価格は61万円ほどとなっており、全国的な子牛不足から昨年の同時期と比較して9万円以上の高値で取引されております。

また、町営牧野につきましては、11月6日と9日に閉牧式を行いました。放牧実績は、黒毛和種が148頭、ホルスタイン種が11頭、馬14頭となっております。

農林産物の放射性物質濃度の検査結果について申し上げます。本年度当町で生産された農林畜産物につきましては、いずれも国の基準値を超える放射性物質は検出されておらず、出荷規制等は行われておりません。

次に、農業生産基盤の整備について申し上げます。中山間地域総合整備事業大清水地区につきましては、農道上新井田線が昨年度着工し、来年度の完成予定で進めております。圃場整備の換地業務につきましては、権利者会議におきまして承認をいただき、本年度完了の予定となっております。袋主地区の農道整備につきましては、本年度用地買収と補償並びに一部測量設計を行い、来年度工事着工の予定となっております。

次に、観光について申し上げます。本町の秋の一大イベントであります「軽米秋まつり」につきましては、初日午前中の雨が懸念されたところではありますが、幸いにも午後の運行には影響もなく、多くの町民の皆様の参加を得て開催することができました。参加団体はもとより、二戸警察署を初め多くの皆様のご理解とご協力をいただきましたことに改めまして感謝申し上げます。

次に、地産地消と食の祭典として開催しております「食フェスタ in かるまい」につきましては、本年度は役場庁舎が改修工事に入りましたことから、ハートフルスポーツランド特設会場にて10月18日に開催したところでございます。町中心部から離れて開催したことによる来場者の減少が懸念されたところではございますが、ことしは例年になく好天にも恵まれ、開会行事のときから大勢の集客があり、各団体の皆様にたくさん準備していただいた雑穀を用いた郷土食などが早い時間から売り切れになってしまったほか、好評だった焼き肉コーナー、恒例イベントとして実施しております裏巻き寿司づくりやロールケーキづくり体験につきましては、多くの皆様からご参加いただきました。

また、軽米高校吹奏楽部の演奏は、来場者の皆様に心地よいひとときを与えてく

れたものと感じております。恒例であります音更町からの物産販売やピザ焼き体験コーナーも大盛況で盛会裏に終了することができ、関係者の方々のご協力に対し、感謝申し上げます。

町道整備事業について申し上げます。来年度開催される国体会場へのアクセス道路であります町道蓮台野勘丁線は、本年度の完了予定となっており、現在工事を進めているところであります。町道緑ヶ丘桜山線、町道下新町住宅線、町道上平線、町道円子墓地線、町道上野場名川線につきましては、既に工事は完了しております。なお、町道軽米高家線、町道赤石峠小玉川線、町道焼切万谷線につきましては、工事完成を目指し、順調に進んでいるところであります。また、町道みどころばし竹谷袋線は、用地及び物件移転契約を済ませ、町道下小路保育所線歩道整備は、用地契約を進めており、来年度の工事着手に向け、事業を進めているところであります。

次に、道路施設の維持管理等について申し上げます。本年度計画していた修繕箇所につきましては、町道下円子鹿倉線側溝修繕は、工事着手としたところであります。その他の修繕箇所につきましては、全て完了しております。橋梁修繕につきましては、橋梁長寿命化計画に基づき進めている大清水橋、向高家橋の修繕工事が実施されており、級久保1号橋につきましても契約がなされ、早期完成を目指し、適切な維持管理に努めているところであります。

また、除雪作業につきましても、委託業者との契約を終え、冬期間における通行の安全確保に努めているところであります。

次に、町営住宅等住環境整備について申し上げます。町営住宅の維持管理につきましては、町営笹渡住宅、下新町住宅の屋根塗裝修繕は、既に完了しており、町営住宅長寿命化計画策定につきましては、委託契約を済ませ、計画策定を進めているところであります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。下水道事業につきましては、向川原地区の管路布設工事が順調に進んでおります。また、公共下水道の利用につきましては、供用開始区域における下水道の普及促進に努め、公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

次に、水道事業について申し上げます。小軽米簡易水道統合事業につきましては、配水池築造工事及び松ノ脇地区の送、配水管工事を行っており、施設改良工事としては、県営中山間地域総合整備事業大清水地区施行に伴う山内簡水上新井田地区配水管布設替工事を進めているところであります。また、一般国道340号駒板橋橋梁補修工事に伴う山内簡水駒板地区配水管布設替工事は、発注済みとなっており、順調に進んでおります。今後とも安全な水の安定供給を図り、効率的な事業運営を目指してまいります。

学校教育関係について申し上げます。町内の小中学校、幼稚園におきましては、

それぞれ工夫を凝らした文化祭、学習発表会など秋の行事が盛会のもとに終了し、現在は学期末に向けて学力の向上を図るよう先生方にきめ細やかな学習指導をお願いしているところでございます。

また、町内児童生徒英語発表会と小中学校音楽会がそれぞれ開催され、県立軽米高校からも参加があり、各小学校の英語劇、中高生による英語弁論、暗唱と音楽会では合唱の発表があり、日ごろの練習成果を十二分に発揮し、聴衆を魅了しておりました。

ことしで2年目となるノーメディア週間は、11月20日から1週間行われ、テレビやゲーム、スマートフォン等に依存する生活習慣を見直し、家庭学習や家族の会話時間をつくる取り組みとして保護者を含め定着してきております。

いじめ対策につきましては、各学校で昨年定めた「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、職員間でいじめに対する共通認識を持つ取り組みを進め、いじめの早期発見と組織的な対応を図り、安全、安心な学校運営に取り組んでいるところであります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。10月4日、町民体育祭と町民健康まつりをハートフルスポーツランドで開催し、秋晴れのもと、世代を超えた町民の皆さんがスポーツ、レクリエーション活動に参加し、笑顔とともに、交流と親睦を深めたところでございます。

第36回町民文化祭は、10月24日のステージ部門を皮切りに中央公民館で行われ、文化協会所属団体の華やかなステージ発表と菊や絵画など、町民の方々のすばらしい作品の展示があり、来場者の目を楽しませていました。

9月26日には、豪雨災害の教訓を忘れずに、きずなを深めようと自治公民館連絡協議会が主体となって夢灯り事業が防災センター付近で行われました。幻想的な1,200個の灯りの中、郷土食がふるまわれ、訪れた人々が防災への思いなど語らっておりました。

ことしで9年目となる芝桜植栽事業は、11月3日に町民ボランティア170人の参加をいただき、2,500ポットのシバザクラを植栽したところでございます。毎年植栽を重ねた結果、植栽面積は約1万4,000平方メートルとなり、春の各種スポーツ大会に彩りを添えるとともに、多くの見物客が訪れる名所となっております。

図書館関係事業につきましては、8年目を迎えた「かるまい朗読会」が朗読会実行委員会の主催で行われました。全ての学校施設を巡回朗読するとともに、11月13日には、中央公民館において一般町民を対象に開催され、会場が満席となる150人の来場者が朗読者のすばらしい語り口に魅了されたところでございます。毎年朗読会が実施されている学校からは、子供たちの読書意欲の高まりや表現力の向

上が報告されております。

以上をもちまして政務の報告といたしますが、今定例議会には人権擁護委員の推薦に関する諮問2件、条例の制定及び一部改正に関する議案4件、一般会計ほか補正予算に関する議案5件、合わせて11件の議案等を提案させていただきます。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において9番、松浦満雄君、10番、本田秀一君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月16日までの9日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月16日までの9日間に決定しました。

◎諮問第1号から諮問第2号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてと日程第4、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての2件を一括して議題といたします。

諮問第1号と諮問第2号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 諮問第1号、第2号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、第2号とも人権擁護委員として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。平成28年3月31日で任期満了に伴う後任の委員の推薦にかかわるものでございまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号は、九戸郡軽米町大字軽米第13地割7番地5、西山武男氏を人権擁護委

員として適任と考え、提案するものでございます。西山氏は、昭和24年10月11日のお生まれで昭和43年3月に県立軽米高等学校を卒業後、42年間軽米町職員として行政業務にご尽力なされ、広く社会の実情に通じており、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられます。平成25年より人権擁護委員として幅広く活動いただいておりますが、このたび任期満了となりますことから引き続き活動いただきたいと考えて推薦するものでございます。

次に、諮問第2号は、九戸郡軽米町大字上館第2地割20番地3、新井田宣久氏を人権擁護委員として適任と考え、提案するものでございます。新井田氏は、昭和44年5月13日のお生まれで昭和63年3月に岩手県立軽米高等学校を卒業後、同年4月から現在の日本郵便株式会社に勤務され、軽米町内を初め岩手町、久慈市での各郵便局勤務を経て平成22年4月より小軽米郵便局の局長を務められております。現在は、地域社会のためにご尽力いただいております、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として活動していただくにふさわしい方であると確信し、推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べまして両名について議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから諮問第1号と諮問第2号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

これから諮問第1号と諮問第2号を採決します。採決は2回に分けて行います。最初に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件については適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、適任と認め答申することに決定しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件については適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、適任と認め答申することに決定しました。

◎議案第1号から議案第9号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦 求君） 日程第5、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例から日程第13、議案第9号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）までの9件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例について、税務会計課長、山田元君。

〔税務会計課長 山田 元君登壇〕

○税務会計課長（山田 元君） 議案第1号の軽米町税条例等の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げます。最初に、徴収と換価の猶予関係につきまして申し上げます。地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることから、徴収と換価の猶予に係る一定の事項について法律に条例の委任事項が設けられましたことに伴いまして、所要の整備をし、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、個人を識別するための番号関係につきまして申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴いまして所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 議案第2号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び議案第5号 平成27年度軽米町一般会計補正予算（第5号）の2件について、総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 議案第2号の提案理由を説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。この条例は、平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下においては、番号利用法と言いますが、この番号利用法のうち個人番号の利用及び特定個人情報の提供の情

報が平成28年1月1日から施行されることから本条例を制定しようとするものです。

内容ですが、個人番号の利用及び特定個人情報の提供については、番号利用法の第9条及び第19条で規定されているところですが、社会保障や地方税、防災に関する事務などのうち、番号利用法で規定されていない事務事業につきましては、条例を制定することにより、利用及び提供ができると規定されていることから、第4条において、個人番号の利用の範囲を第5条において特定個人情報の提供について規定しようとするものです。

また、この条例の施行日は、番号利用法の施行日に合わせ平成28年1月1日とするものでございます。

続きまして、議案第5号の提案理由を申し上げます。議案第5号は、平成27年度軽米町一般会計補正予算（第5号）でございます。

内容でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,951万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ67億450万7,000円とするものでございます。また、債務負担行為の補正として外国語指導助手派遣事業について、期間が平成28年度から平成30年度まで、限度額1,377万6,000円を追加しようとするものです。

議案第2号及び議案第5号について、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 議案第3号 軽米町暴力団排除条例及び議案第8号 平成27年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件について、町民生活課長、中野武美君。

〔町民生活課長 中野武美君登壇〕

○町民生活課長（中野武美君） 議案第3号の提案理由を申し上げます。

議案第3号は、軽米町暴力団排除条例でございます。暴力団排除に関し基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項、必要な規制等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって町民生活の安全と平穩の確保及び町民経済の健全な発展に寄与しようとするものでございます。

内容でございますが、第1条は、この条例の目的を定めるものでございます。

第2条は、この条例の用語を定義するものでございます。

第3条は、暴力団排除に係る基本理念を定めるものでございます。

第4条は、暴力団排除に関する施策について、町の責務を定めるものでございます。

第5条は、基本理念に基づく町民等の責務を定めるものでございます。

第6条及び第7条は、暴力団排除にかかわる町の事務にかかわる必要な措置を定めるものでございます。

第8条は、公の施設における暴力団排除を定めるものでございます。

第9条は、暴力団にかかわる利益付与処分に関する措置について定めるものでございます。

第10条は、暴力団に対する町の財産の貸し付け等の禁止を定めるものでございます。

第11条は、基本理念に基づく暴力団排除に取り組むことができるよう町民等に対する支援について定めるものでございます。

第12条は、県が実施する暴力団排除施策について必要な協力を行う旨を定めるものでございます。

第13条は、暴力団排除に関する知識の普及啓発を行う旨を定めるものでございます。

第14条は、地域、学校、職域等において指導、助言等の適切な措置を講ずるよう努める旨を定めるものでございます。

第15条は、その他必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。

附則ですが、この条例の施行日を平成28年1月1日からとしようとするものでございます。

理由ですが、暴力団排除に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

続きまして、議案第8号の提案理由を申し上げます。議案第8号は、平成27年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,493万8,000円とするものでございます。

これからはお手元に配付しております1枚物の資料、補正予算の概要についてをござん願います。歳入についての内容をご説明いたします。3款の繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定額をもとに38万3,000円を減額計上いたしました。

4款の繰越金につきましては、昨年度からの繰越額として322万1,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出について内容をご説明いたします。2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金の確定額をもとに38万3,000円を減額計上いたしました。

4款の予備費につきましては、昨年度からの繰越金をもとに321万1,000円を増額計上いたしました。これらによりまして今回の補正予算額は、歳入歳出そ

れぞれ 283万8,000円の増額計上といたすものでございます。

以上、議案第3号及び議案第8号につきまして提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） それでは、引き続き、議案第4号 軽米町農業委員会の委員等の定数に関する条例について、農業委員会事務局長、高田和己君。

〔農業委員会事務局長 高田和己君登壇〕

○農業委員会事務局長（高田和己君） それでは、議案第4号の提案理由についてご説明いたします。

議案第4号は、軽米町農業委員会の委員等の定数に関する条例です。目的といたしまして、第1条では、農業委員会等に関する法律の規定に基づき軽米町農業委員会の委員等の定数を定めることを目的とします。

委員の定数につきましては、第2条第1項で法第8条第2項に規定する委員会の委員の定数は12人とし、第2項として法第18条第2項に規定する委員会の農地利用最適化推進委員の定数は6人とするものです。

附則の第1項として、この条例は、平成28年4月1日から施行します。

第2項としまして、農業委員会の選挙による委員定数条例は廃止します。

提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変わることにより、農業委員会の委員等の定数を定めようとするものであります。

以上、ご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 続きまして、議案第6号 平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第9号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）の2件について地域整備課長及び水道事業所長、新井田一徳君。

〔地域整備課長兼水道事業所長 新井田一徳君登壇〕

○地域整備課長兼水道事業所長（新井田一徳君） 議案第6号 平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,485万3,000円に改め、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとしようとするものでございます。

補正の理由と内容につきましては、歳入では、平成26年度繰越金確定による増額、平成26年度消費税及び地方消費税還付金による増額。歳出では、普通旅費の増額と消費税及び地方消費税の減額。以上のことによる繰越金の減額でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、職員の人事異動に伴います給料等の減額及び修繕費の増額でございます。補正予算書1ページについてご説明申し上げます。予算第3条に定められました収益的支出でございますが、4億28万6,000円から10万2,000円を減額し、4億18万4,000円とするものでございます。

予算第4条、本文括弧書き中、不足する額2億2,362万9,000円を不足する額2億2,088万9,000円に改め、資本的支出の予定額につきましては、4億2,652万7,000円から274万円を減額し、4億2,378万7,000円とするものでございます。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、3,362万4,000円から今回の補正により職員給与費で633万2,000円を減額し、2,729万2,000円とするものでございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） それでは最後に、議案第7号 平成27年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）について健康ふれあいセンター所長、川原木純二君。

〔健康ふれあいセンター所長 川原木純二君登壇〕

○健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 議案第7号の平成27年度軽米町介護保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

1枚物の資料を皆さんに配付してございますので、ご参照していただきたいと思っております。

まず歳入についてご説明申し上げます。3款繰入金、一般会計からの繰入金327万8,000円を減額し、4款繰越金、前年度からの繰越金357万3,000円を増額するものです。

次に、歳出でございますけれども、1款総務費の修繕費を29万5,000円増額するものです。介護保険サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,759万5,000円とするものです。

以上、補正の概要について説明させていただきました。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案9件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案9件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案9件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は12月10日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時02分）